

委員会からのお知らせ

第162回 食品安全委員会議事概

平成18年10月5日(木) 14:00～14:35

議事概要:

- (1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて(照会)
- 食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき(食品衛生法第11条第1項の規定に基づき定められたマラカイトグリーン試験法)について検討
 - ・ 厚生労働省からの説明。
 - ・ 本案件については、試験方法の変更であり、規格基準そのものを変更するものではないことから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認めた。

<参考>

- ・ マラカイトグリーン
繊維の染色や鑑賞魚用の水カビ病の治療剤に使用されます。
発がん性の疑いが指摘されており、日本では食用の養殖魚を含む動物に使用することは禁止されています。
- 食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき(食品衛生法第11条第1項の規定に基づき定められたニトロフラン試験法)について検討
 - ・ 厚生労働省からの説明。
 - ・ 本案件については、試験方法の変更であり、規格基準そのものを変更するものではないことから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認めた。

<参考>

- ・ ニトロフラン
以前、動物用の抗菌剤として使用されていましたが、発がん性の疑いが指摘され現在日本では使用が禁止されています。

- (2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- 遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ6275系統
 - ・ 厚生労働省及び農林水産省からの説明。
 - ・ 遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった

<参考>

- ・ チョウ目害虫
いわゆるチョウや蛾の幼虫(イモムシや毛虫)のことです。

- (3) 農薬専門調査会における審議状況について

- 「ベンチアバリカルブイソプロピル」に関する意見・情報の募集について
 - ・ 事務局から説明。
 - ・ 取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

- ・ ベンチアバリカルブイソプロピル
キュウリ、トマト、ばれいしょに使用する殺菌剤です。

- (4) 食品安全委員会の9月の運営について(報告)

- ・ 事務局から報告。